

基地局位置情報取得捜査と令状の要否

—Carpenter v. United States 判決を契機として—

(株) KDDI 総合研究所アナリスト・慶應義塾大学大学院法学研究科助教

尾崎 愛美

OZAKI Aimi

慶應義塾大学法学部教授

亀井 源太郎

KAMEI Gentaro

- I はじめに
- II 関連判例
- III Carpenter 判決
- IV 検討
- V おわりに

I はじめに

米国連邦最高裁判所は、第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーの合理的期待が認められないという考え方（いわゆる「第三者法理¹⁾」）を採用してきた。従前、米国下級審判決の中には、この法理に依拠し、携帯電話利用者が携帯電話会社に対して提供した基地局情報にはプライバシーの合理的期待は認められないとして、捜査機関が携帯電話会社から携帯電話利用者の基地局位置情

報を取得すること（以下、「基地局位置情報取得捜査²⁾」という）は「搜索」（合衆国憲法第4修正。以下、「第4修正³⁾」という）にあたらないと判断するものが散見された⁴⁾。

しかし、2018年6月22日、米国連邦最高裁判所は、5対4⁵⁾の僅差で、政府による基地局記録の取得は第4修正の搜索にあたり、令状の取得が必要となると判示した（Carpenter v. United States 判決⁶⁾。以下、「Carpenter 判決」という）。

II 関連判例

搜索の解釈をめぐる、米国判例・裁判例は数多くの判例法理を形成してきた。

初期の判例は、第4修正の搜索の解釈に関して、物理的侵入により（物理的侵入要件）、有体物に対

1) 邦語文献として、中山代志子「政府による間接的情報収集、特に第三者を通じた情報収集に関する米国法理——第三者理論 (Third Party Doctrine) と電子的監視をめぐって」比較法学 49 巻 2 号 (2015 年) 99-148 頁、緑大輔「監視型捜査と被制約利益——ジョーンズ判決を手がかりとして (特集 監視型捜査とその規律)」刑法雑誌 55 巻 3 号 (2016 年) 396-409 頁、稲谷龍彦「刑事手続におけるプライバシー保護——熟議による適正手続の実現を目指して」(弘文堂、2017 年) 16-18 頁・263-269 頁、松代剛枝「監視型捜査手続の分析」(日本評論社、2018 年) 50-52 頁等。

2) 基地局位置情報取得捜査は、捜査機関が携帯電話会社のシステム端末を操作することにより現在 (リアルタイム) の位置情報を探索する捜査と、携帯電話会社が保有している過去の位置情報の提供を求める捜査に分けられるが、本件で問題とされているのは後者の捜査である。

3) 第4修正は、「国民が、不合理な搜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権

利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、搜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。」と規定する。

4) See United States v. Graham, 824 F. 3d 421 (2016); Carpenter v. United States, 819 F. 3d 880 (2016); United States v. Davis, 785 F. 3d 498 (2015).

5) 法廷意見 (ロバーツ裁判官執筆、ギンスバーグ裁判官・ブライヤー裁判官・ソトマイヨール裁判官・ケーガン裁判官同意)、反対意見 (ケネディ裁判官執筆、トーマス裁判官・アリート裁判官同意)、反対意見 (トーマス裁判官執筆)、反対意見 (アリート裁判官執筆、トーマス裁判官同意)、反対意見 (ゴサッチ裁判官執筆)。

6) Carpenter v. United States, 201 L. Ed. 2d 507, 2018 U.S. LEXIS 3844, 138 S. Ct. 2206, 86 U.S.L.W. 4491, 27 Fla. L. Weekly Fed. S 415, 2018 WL 3073916.

する侵害がなされたこと(有体物性要件)を搜索の成立要件としていた⁷⁾。しかし、次第に、有体物性要件は必ずしも必要ではないとされるようになった⁸⁾。

その後、1967年のKatz v. United States判決⁹⁾(以下、「Katz判決」という)は、公衆電話ボックスの外部から通話を傍受した行為は、「プライバシーの権利に対する侵害であり、そのような行為は第4修正のいう搜索・押収にあたる」と述べ、プライバシー侵害の有無によって搜索の成否を判断した。補足意見は、この点についてさらに詳細な分析を加え、搜索が成立するためには、①プライバシーの主観的期待〔個人がプライバシーの期待を現にもっていること〕、及び、②プライバシーの客観的期待〔そのプライバシーの期待が社会にとって合理的なもの認められるものであること〕が要求されるとした(いわゆる「プライバシーの合理的期待基準」)¹⁰⁾。

これ以降、多くの判例が、第4修正の搜索をめぐる判断において、プライバシー侵害の有無をメルクマールとするようになった。たとえば、携帯電話内のデータに対する無令状搜索の適法性が問われた、2014年のRiley v. California判決¹¹⁾(以下、「Riley判決」という)は、「現代の携帯電話には、多様な情報に関する膨大な記憶容量を有するという量的側面からみた特徴がある……しかも、多く

の種類がデータが組み合わせられることにより、個々のデータから判明するデータより遥かに多くのデータを明らかにし、たとえ一種類のデータであっても、過去を遡ることによって個人のプライベートな生活の概要を再構成することもできる。(略)また、携帯電話内のデータは、質的側面においても有体物の記録とは異なり、インターネット機能を搭載した携帯電話の検索・閲覧履歴からは個人の興味・関心が明らかとなるほか、多くのスマートフォンに標準的に搭載されている位置確認情報機能は個人の移動経路を詳細に示すことができ、平均的なスマートフォン利用者がインストールしている33種類のアプリケーションは利用者の個人像を正確に構成することを可能とする」と指摘し、携帯電話内のデータに対するプライバシー保護の必要性に鑑みて、携帯電話内のデータに対する搜索には令状が要求されると判示した。

後述するように、本判決の法廷意見もまた、プライバシーの合理的期待の有無を判断基準として採用している。法廷意見は、基地局位置情報は「個人の物理的な所在及び動静に対するプライバシー」を扱う判例群と「第三者に提供した情報に対するプライバシー」に関する判例群との交錯領域にあると述べ、2つの判例群を引用しつつ適法性判断を行っている。以下、法廷意見において取り上げられた先例を紹介する。

7) Olmstead v. United States, 277 U.S. 438(1928); Goldman v. United States, 316 U.S. 129 (1942).

8) Silverman v. United States, 365 U.S. 505 (1961).

9) Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967). 邦語文献として、山中俊夫「判批」伊藤正己・堀部政男編『英米判例百選Ⅰ公法』(1986年)37頁。

10) *Id.* at 361 (opinion of Harlan, J.). プライバシーの合理的期待に関する邦語文献として、清水真「『ブライヴァシーの期待』についての考察」井田良ほか「川端博先生古稀記念論文集(下)」(成文堂、2014年)579-599頁等。

11) Riley v. California, 134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 2014 U.S. LEXIS 4497, 82 U.S.L.W. 4558, 42 Media L. Rep. 1925, 24 Fla. L. Weekly Fed. S 921, 60 Comm. Reg. (P & F) 1175, 2014 WL 2864483. 邦語文献として、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一断面——最近の連邦最高裁判例を素材として」法学教室411号(2014年)164-170頁、柳川重規「逮捕に伴う搜索・押収の法理と携帯電話内データの搜索——合衆国最高裁Riley判決の検討」法学新報121巻11-12号(2015年)527-555頁、笹倉宏紀ほか「座談会:合衆国最高裁判所2013-2014年開廷期重要判例概観」アメリカ法2014-II(2015

年)290-294頁、英米刑事法研究会「英米刑事法研究29アメリカ合衆国最高裁判所2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学49巻1号(2015年)180-183頁〔洲見光男執筆〕、辻雄一郎「合法的な逮捕に伴うスマートフォンの無令状搜索に関する憲法学的考察」法学論叢51巻2号(2015年)111-130頁、山田哲史「新技術と捜査活動規制(1)合衆国最高裁Riley判決の検討をきっかけに」岡山大学法学会雑誌65巻1号(2015年)178-132頁、池亀尚之「判批」アメリカ法2015-I(2015年)144-151頁、森本直子「被逮捕者の携帯電話の搜索と令状の必要性」比較法雑誌49巻2号(2015年)336-346頁、山田哲史「新技術と捜査活動規制(2・完)合衆国最高裁Riley判決の検討をきっかけに」岡山大学法学会雑誌65巻2号(2015年)500-452頁、緑大輔「逮捕に伴う電子機器の内容確認と法的規律——Riley判決を契機として」一橋法学15巻2号(2016年)673-691頁、高村紳「携帯電話保存情報の逮捕に伴う無令状搜索についての考察——Riley事件判決の検討を基に」法学研究論集45号(2016年)165-184頁、伊藤徳子「逮捕に伴う無令状搜索・押収」大学院研究年報法学研究科篇46号(2017年)473-490頁等。

(1) 第1の判例群——物理的な所在及び動静に対するプライバシー

① Knotts 判決

捜査官がビーパーを装着した容器を搭載した被告人の車両に対してビーパーと目視の両方による監視を3日間にわたって断続的に行い、覚せい剤の製造所として使用されていた小屋の特定に至った事案である United States v. Knotts 判決¹²⁾（以下、「Knotts 判決」という）において、法廷意見は、「自動車に乗って公道を走行する者は、ある場所から他の場所への移動についてプライバシーの合理的期待を有しない」が、「小屋については家屋に対する伝統的なプライバシーの期待が認められる」とした。

しかし、Knotts 判決は、「裁判所の監督なしに一日中監視が行われるといったような『地引網型』の捜査が行われた場合には、別途の憲法の問題が提起され得る」との懸念を示し、長期間の監視が行われる場合については公共空間においてもプライバシーが保護され得る可能性を示唆した。

② Jones 判決

Knotts 判決から約30年後、上記の懸念が現実の問題として生じた。2012年の United States v. Jones 判決¹³⁾（以下、「Jones 判決」という）である。

本件は、捜査機関が、被告人の妻名義で登録されている車両に対し、10日間GPS追跡装置を設置する旨の令状を得て監視を開始したものの、令状で許可された期間が過ぎた後も公道を走行する同車両を28日間にわたって監視し、2000頁以上の位置情報の記録を取得したという事案である。

法廷意見は、「本件において、政府は、情報を収集する目的で物理的に私有財産を占有した。そのような物理的侵入は、合衆国憲法第4修正採択時に意図された『捜索』に該当する」と判示した。他方、補足意見を執筆したアリート裁判官は、公道における個人の行動を長期間監視することはプライバシーの期待を侵害するとして、本件GPS捜査は第4修正の捜索にあたることを主張した¹⁴⁾。

(2) 第2の判例群——第三者に提供した情報に対するプライバシー

① Miller 判決

プライバシーの合理的期待基準を字義通り解釈すると、第三者に任意に提供した情報について、個人はプライバシーの合理的期待を有しないという結論が導かれ得る。その結果、このような情報は第4修正の保護の範囲外となり、捜査機関は、原則として自由にこれらの情報を取得できることになる。これが、冒頭に述べた第三者法理である。

12) United States v. Knotts, 460 U. S. 276 (1983). 邦語文献として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』（成文堂、1986年）18-23頁 [大塚裕史執筆]、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』（中央大学出版部、2012年）313-323頁 [香川喜八朗執筆] 等。

13) United States v. Jones, 565 U. S. 400 (2012). 邦語文献として、土屋眞一「判批」判例時報2150号（2012年）3-8頁、辻雄一郎「電子機器を用いた捜査についての憲法学からの若干の考察」駿河台法学26巻1号（2012年）39-70頁、高橋義人「パブリック・フォーラムとしての公共空間における位置情報と匿名性」琉大法学88号（2012年）145-182頁、湯淺壺道「位置情報の法的性質——United States v. Jones 判決を手がかりに」情報セキュリティ総合科学4号（2012年）171-182頁、浅香吉幹ほか「座談会 合衆国最高裁判所2011-2012年開廷期重要判例概観」アメリカ法2012-2号（2013年）280-283頁、洲見光男「判批」比較法学47巻1号（2013年）177-179頁、眞島知子「判批」比較法雑誌47巻1号（2013年）219-236頁、清水真「捜査手法としてのGPS端末の装着と監視・再論」明治大学法科大学院論集13号（2013年）163-181頁、大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集（下）』（成文堂、2013年）485-515頁、緑大輔「判批」アメリカ法2013-2号（2014年）356-361頁、小木曾綾「再び『新しい捜査方法』について」研修790

号（2014年）3-18頁、大野正博「判批」朝日法学論集46号（2014年）199-275頁、三井誠・池亀尚之「犯罪捜査におけるGPS技術の利用——最近の合衆国刑事裁判例の動向」刑事法ジャーナル42号（2014年）55-63頁、大久保正人「新しい捜査方法の適法性について」桃山法学25号（2015年）25-71頁、堀田周吾「サイバー空間における犯罪捜査とプライバシー」法学会雑誌56巻1号（2015年）569-598頁、指宿信「アメリカにおけるGPS利用捜査と事前規制」季刊刑事弁護85号（2016年）89-95頁、緑大輔「監視型捜査と被制約利益——ジョーンズ判決を手がかりとして」刑法雑誌55巻3号（2016年）6-19頁、柳川重規「捜査における位置情報の取得——アメリカ法を踏まえて」刑事法ジャーナル48巻（2016年）30-40頁、城祐一郎「GPS端末による尾行捜査の適法性——平成28年3月2日大阪高裁判決、同年6月29日名古屋高裁判決及び同年7月21日広島高裁判決の検討を通じて」明治大学法科大学院論集18号（2016年）77-117頁等。

14) さらに、単独で補足意見を執筆したソトマイヨール裁判官は、「個人が第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーの合理的な期待を有しないという先例には再検討が必要であろう。このアプローチは、個人が日常生活を送るにあたり、自分自身に関する大量の情報を第三者に公開しているデジタル時代にはそぐわない」と指摘し、第三者法理に対しても疑問を投げかけた。

この第三者法理の淵源は、United States v. Miller 判決¹⁵⁾ (以下、「Miller 判決」という)にある。本件は、被告人の銀行に対する脱税調査のため、召喚状 (subpoena) に基づき、数カ月間分の支払済み小切手、預金伝票、月次計算書の調査がなされたという事案である。

最高裁は、本件が第4修正違反に当たるか否かについて判断することを退けた。その理由として、これらの文書は銀行の業務記録であり、被告人は所有権も占有権も主張できないという点が挙げられた。もう一つの理由として、小切手は商取引に利用される流通証券であり、銀行取引明細書にも「通常業務の一環として銀行職員が〔内容を〕確認する」との記載があることから、被告人のプライバシーの期待は制限されていたことが明らかであるという点が挙げられた。すなわち、Miller 判決は、被告人が「自身の書類が他の人物に公開され、書類上の情報がその人物から政府に渡ることについての危険を引き受け」ていたとしたのである。

② Smith 判決

Miller 判決から3年後、捜査機関が無令状で通信事業者に対してペン・レジスター (電話番号を記録する装置) を設置するよう要請したことの是非が争われた、Smith v. Maryland 判決¹⁶⁾ (以下、「Smith 判決」という)において、最高裁は同様の法理を適用し、ペン・レジスターの設置及び利用は第4修正の搜索に該当しないと判示した。

まず、法廷意見は、ペン・レジスターの設置及び利用が、プライバシーの主観的期待を有するものと認められるかどうかという点を判断するにあたり、プライバシー性の高い情報についてはプライバシーの主観的期待が認められるが、プライバシー性の低い情報 (外延情報) が開披されるにすぎない場合はプライバシーに対する主観的期待を主張できないとの基準を示した上で (限定的開披の法理¹⁷⁾)、「電話利用者は、電話番号を通信事業者に通知しなければならず、通信事業者がペン・レジスターを有しており、実際に通信事業者が正当

な業務目的から電話番号を記録している、という事実を知っているものといえる。(略) 電話番号は、通話内容と異なり、電話を架けた場所の如何によってプライバシーの期待が認められるといった性質を有するものではない」と判示した。

つぎに、法廷意見は、Miller 判決を引用し、「本件においても、被告人は、通信事業者に対し、通常の業務の範囲内で電話番号を伝えていることから、銀行預金者と同様の危険を負担するものと解される」として、電話番号には、プライバシーの客観的期待は認められなかったとした。

これに対し、反対意見を執筆したスチュワート裁判官は、「電話番号は、個人の自宅ないしオフィスという、第4修正の保護を受ける場所で行われるプライベートな行為を通じて発せられる情報である。また、電話番号は内容に付随するものであり、電話番号が知られることにより、架電した相手及びその相手の所在を容易に明らかにし、これにより、個人の生活の最も内面的な部分を明らかにするものである、したがって、電話番号には、会話同様、憲法の保護が及ぶものと考えべきである」と批判した。さらに、マーシャル裁判官は、法廷意見は、「第三者に対し任意に情報を伝達した者はその情報が政府に対して開示される危険をも引き受けたことを根拠に第三者法理を採用した」が、「このような危険の負担は、選択の余地があった場合にはじめて認められるべきものであり……通話のように相手の番号を通信事業者に伝達せざるを得ない場合まで適用すべきではない」と批判し、第三者法理の適用に反対している。

III Carpenter 判決

このような中、登場したのが、Carpenter 判決である。

1 前提となる事実

携帯電話は、携帯電話基地局 (以下、「基地局¹⁸⁾」

15) United States v. Miller, 425 U. S. 435 (1976).

16) Smith v. Maryland, 442 U. S. 735 (1979). 邦語文献として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第1巻』(成文堂、1982年)30-35頁 [関哲夫執筆]、渥美東洋編『米国刑事判例

の動向IV』(中央大学出版部、2012年)290-301頁 [柳川重規執筆]等。

17) 松代・前掲注1)47頁。

という)に連続的に接続し、通信・通話機能を果たしている。スマートフォンのような最新デバイスは、利用者が携帯電話の機能を全く使用していない場合であっても、電源が入った状態であれば、一分間に何回も最寄りの基地局に接続する。携帯電話が基地局に接続する度に、基地局位置情報(Cell Site Location Information; CSLI)というタイムスタンプ記録(接続時間と場所に関する記録)が生成される。基地局位置情報の精度は、基地局のカバーするエリア(カバレッジエリア)の大きさに影響される¹⁹⁾。また、米国の携帯電話会社は、基地局位置情報も含めた通信・通話に関する記録を最長5年間保存するというポリシーを有している。

2 事案の概要

2011年、デトロイトにあるRadio Shack²⁰⁾とT-Mobile²¹⁾店舗に対する連続強盗の容疑で4人の男性が逮捕された。被疑者の内1名は、過去4カ月間、ミシガンとオハイオでも集団強盗を行ったと自白した。さらに、被疑者は、FBIに対し、ティモシー・カーペンター(以下、「カーペンター」という)ら共犯者の名前と携帯電話番号を提供した。

そこで、検察官は、保管された通信に関する法律(Stored Communication Act)に基づいて、カーペンター及び共犯者の携帯電話の記録を取得するための裁判所命令(court order)を申請した。1994年に改正された同法2703(d)条によれば、「進行中の捜査に関し重要であると信じるに足りる合理的な理由が存在することを提示する具体的かつ明瞭な事実を示した場合、通信の記録の開示を強制できる」とされる。

連邦治安判事(Federal Magistrate Judge)は、MetroPCS²²⁾及びSprint²³⁾に対し、連続強盗の

発生期間(4カ月間)のカーペンターの電話の発着信時の基地局位置情報記録の開示命令を各々発付した。1通目の命令は、MetroPCSに対し152日間にわたる基地局記録を請求するものであり、127日間分の記録となった。2通目の命令は、Sprintに対し7日間にわたる基地局位置情報を請求するものであり、カーペンターの電話がオハイオ北東部滞在時にローミングした時間帯をカバーする2日間分の記録となった。これらの命令により、政府は、カーペンターの動静を記録した12,898個(1日平均101個)の位置情報を取得した。

カーペンターは、6件の強盗と6件の連邦法違反の銃火器所持の罪で起訴された²⁴⁾。カーペンターは、政府が当該記録を押収することは第4修正の侵害に当たると主張し、基地局記録について異議申立てを行ったが、地方裁判所は申立てを容れなかった。第一審では、政府側から、カーペンターの携帯電話が4件の犯行時刻に犯行現場近くに所在していたことが示され、カーペンターは銃火器所持を除いたすべての訴因で有罪となり、100年以上の懲役刑を宣告された。第6巡回連邦控訴裁判所は、携帯電話利用者は携帯電話会社に「通信を確立する手段として」基地局情報を任意に提供しているとして、生成された業務記録に対しては第4修正の保護が及ばないと判示し、第一審判決を維持した²⁵⁾。連邦最高裁判所は、サーシオレイライを認めた。

3 争点

携帯電話利用者の基地局位置情報の取得は、第4修正の捜査に該当するか。

18) 基地局とは、携帯電話端末に向けて電波を送出するアンテナが設置された施設をいう。施設の形態としては、鉄塔が立てられているもの、ビルの屋上、電柱などに設置されているものがある。また、地下街や地下鉄ホーム、大型商業施設などでは天井に小型の基地局が設置されている場合もある(KDDI用語集参照)。http://www.kddi.com/yogo/%E3%83%A2%E3%83%90%E3%82%A4%E3%83%AB/%E5%9F%BA%E5%9C%B0%E5%B1%80

19) 一般に、基地局が集中する都市部では最大500メートル～600メートル程度の誤差、ルーラルエリア(田園部、湾岸

等)では最大十数キロメートル程度の誤差となっている。

<https://www.au.com/ezfactory/tec/spec/eznavi.html>

20) 米国に展開している家電販売店チェーン。

21) 米国加入者数第3位の携帯電話事業者。2013年、MetroPCSとの合併により社名をT-Mobile USに変更。

22) 米国加入者数第5位の携帯電話事業者(2012年時点)。2013年、T-Mobile USA(現・T-Mobile US)と合併。

23) 米国加入者数第4位の携帯電話事業者。

24) 18 U. S. C. § 924(c), 1951(a).

25) United States v. Carpenter, 819 F.3d 880 (2016).

4 判 旨

(1) 法廷意見

「Ⅲ

今日、我々は、新たな事象——個人の携帯電話の信号の記録から過去の動静を時系列的に記録することが可能となったという事象——に対して、どのようにして第4修正を適用するべきかという問題に対峙している。携帯電話を用いた追跡は、我々がJones判決において考察したGPS監視の性質を多分に帯びている。車両に対するGPS監視と同様、携帯電話の位置情報は幅広く詳細で、容易に蓄積されるという性質を有している。

同時に、個人が継続的に携帯電話会社に対して位置情報を開示しているという事実は、Smith判決及びMiller判決の第三者法理を想起させる。しかしながら、第三者法理の適用を基地局情報のような電話番号や銀行記録とは性質の異なるカテゴリーに属する情報について拡大すべきかどうかについては明らかではない。(略)

我々は、Smith判決やMiller判決が新たな事象に拡張されることを否定する。携帯電話の位置情報の性質によれば、情報が第三者に提供されているという事実によって、第4修正の保護の範囲内にあるという利用者の主張が否定されることはない。政府がその監視技術をJones事件のように使用したか、携帯電話会社の技術を利用したかわからず、我々は、基地局位置情報を通じて取得される物理的動静 (physical movements) の記録について、個人はプライバシーの合理的期待を有していると判示する。カーベンターの携帯電話会社から取得された位置情報は、搜索による産物である。

A

公共空間に足を踏み入れたからといって、個人が第4修正の保護を完全に失うことになる訳ではない……既に、当裁判所の多数意見は、物理的動静の全体 (the whole of their physical movements) について個人はプライバシーの合理的期

待を有すると認識している²⁶⁾。デジタル時代以前、法執行機関は被告人を短期間追跡してきたが、長期間の追跡を行うことは、『困難かつ高コストであったため、ほとんど実行不能であった²⁷⁾。』それゆえ、『社会は、法執行機関の捜査官ないし他者が、個人の車両の逐次の動静を、長期間・秘密裡に監視・記録することはないと期待し——実際、単純に不可能だったのである²⁸⁾。』

政府が基地局情報にアクセスすることを認めることは、かかる期待に反する。このような情報が業務目的で生成されるものであるとしても、これによってカーベンターの物理的位置に対するプライバシーの期待が否定されることはない。127日間の携帯電話の位置記録を作成することは、所有者の位置に関する包括的記録を提供するものである。GPS情報同様、タイムスタンプ情報は、個人の個別の動静のみならず、『家族、政治、仕事、宗教、性的関係²⁹⁾』を明らかにし、個人の生活を監視する機会を提供する。これらの位置記録は、『多数の国民にとって生活に関するプライバシー³⁰⁾』である。そして、GPS監視同様、携帯電話を用いた追跡は、伝統的な捜査手法と比較すると、著しく容易かつ安価で効率的である。ボタンをクリックするだけで、政府は、実質的な負担を負うことなく、携帯電話会社が保管する過去の位置情報にアクセスすることが可能となる。

事実、過去の基地局記録は、我々がJones判決において考察した車両に対するGPS監視以上にプライバシーの問題を提起するものである。Knotts事件におけるビーパーが装着されたコンテナやJones事件における車両と異なり、携帯電話は……所有者の動静をほぼ正確に追跡する。個人は車両からは定期的に離れるが、携帯電話はいやおうなしに常に携帯せざるを得ない。携帯電話は、公共の道路をはじめとして、私人の住宅、病院、政党本部、その他、人の性質を暴露し得る場所に至るまで、所有者を正確にフォローする³¹⁾。したがって、政府が携帯電話の位置を追跡した場

26) Jones, 565 U. S., at 430 (Alito, J., concurring in judgment); *id.*, at 415 (Sotomayor, J., concurring).

27) *Id.* at 429 (opinion of Alito, J.).

28) *Id.* at 430.

29) *Id.* at 415 (opinion of Sotomayor, J.).

30) Riley, 573 U. S., at ___134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 452 (quoting Boyd, 116 U. S., at 630).

31) *See id.*, at ___, 134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 447.

合、携帯電話利用者の足首に監視装置を装着したかの如く、ほとんど完全な監視が完成することになる。

（略）従来、個人の動静を再構築するという試みは、人間の記憶の不確かさや記録の欠如のために制限されていた。携帯電話会社は、最長5年間記録を保存するというポリシーを有しているが、このポリシーに基づいて保存された記録のみを対象とした場合であっても、基地局位置情報にアクセスすることによって、政府は個人の所在を過去へと遡って追跡することが可能となる。批判的に言えば、捜査対象者のみならず——アメリカ国内にある4億台の携帯電話の全てが常に位置情報を記録しているのであるから、この新たな追跡技術は全ての人物を対象としているといえる。Jones事件のGPS装置と異なり、警察は特定の個人の追跡が必要となるか否か、また、いつそれが必要となるかを、前もって認識する必要もない。

誰もが対象者となる可能性があり、5年間、毎日24時間、実際に尾行される。そして、警察は——政府の見解によれば——第4修正の制約なくして、かかる監視の成果を要求することが可能となる。携帯電話を捨て、この絶え間ない完全な監視から逃れられる者はほとんどいない。

他方、政府及びケネディ裁判官は、基地局位置情報はGPS情報に比べ正確性に欠けるとして、基地局位置情報の収集は許されると主張する。〔政府及びケネディ裁判官によれば〕位置記録は、単独では〔カーペンターが〕犯罪現場に所在したことを明らかにするものではなく、問題はない——位置記録は、カーペンターが8分の1から4平方マイルのV字形の区域内に所在していたことを示すものにすぎない——とされる……〔が〕127日間の位置情報についてみると、政府は、他の情報と組み合わせることにより、強盗発生時の居場所も含めた、カーペンターの動静の詳細な記録をたどることができたのである。

（略）本件記録は10年前の技術を反映したものであるが、基地局位置情報は正確さという点にお

いて急速にGPSレベルに近似しつつある。基地局の数が激増するにつれ、各セクタのカバレッジエリアは——特に都市部において——縮小している。さらに（略）携帯電話会社は50メートル未満の精度で携帯電話の位置を割り出すことができようになっている³²⁾。

以上から、政府が携帯電話会社の基地局位置情報にアクセスしたことにより、カーペンターの物理的動静全体に対するプライバシーの合理的期待が侵害されたのである。

B

対する政府の主たる主張は、本件においては第三者法理が適用されるというものである。政府は、基地局の記録は、携帯電話会社が生成・保有する『業務記録』であり、取得は正当であると主張する。政府（及びケネディ裁判官）は、本件では新たな技術が用いられたという特色があることは認めるとしつつ、第三者に閲覧可能な情報に関するありふれた問題が提起されたにすぎないとする。

政府の見解では、カーペンターのみならず全ての人間の所在について、長期にわたり監視することを可能とするデジタル技術の重大な転換という問題に対処することができない。Sprintと競合他社は、情報が閲覧可能な典型的第三者には当たらない。出入りを監視するお節介な隣人とは異なり、彼らは常に注意を払い、その記録にはほとんど間違いはない。Smith判決やMiller判決で問題とされた限定的な個人情報と、今日、携帯電話会社が日常的に収集している網羅的な位置情報の記録との間には雲泥の差がある。政府は第三者法理を本件に直接適用しようとはしていないが、異なるカテゴリーの情報について、第三者法理の適用範囲を大幅に拡大しようとしているといえる。

第三者法理は、個人が任意に他者と共有した情報についてはプライバシーの期待が減退するという概念を出発点の一つとする。しかし、『プライバシー権が減少したからといって、第4修正の保護が完全に失われるという訳ではない³³⁾。』結局のところ、Smith判決及びMiller判決は、かか

32) 電子フロンティア財団が提出したアミカスブリーフによる (Brief for Electronic Frontier Foundation et al. as Amici Curiae 12.)。

33) Riley, 573 U. S., at ___, 134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 445.

る概念のみに依拠するものではなかった。両判決は、『個別の文書については内容に関するプライバシーの合理的期待があるかどうかを決定するために個別の文書の性質を考慮する³⁴⁾』ものであった。Riley 判決において指摘された通り、Smith 判決は、ペン・レジスターの機能が制限的であって、電話記録が『個人を特定するような情報』をほとんど明らかにしないということを強調している³⁵⁾。同様に、Miller 判決では、小切手は『機密情報ではなく、商業取引の一環で使用される流通証券³⁶⁾』であることが指摘されている。政府は、本件に第三者法理を機械的にあてはめており、本件が Smith 判決や Miller 判決と同様の制限を受けないという点を見落としている。

事実、裁判所は、第三者法理に関して、位置情報には特別の考慮を示している。裁判所は、Knotts 判決において、Smith 判決に依拠し、『(被告人は、公道を走行中はある道路のある方向に走行していることを、停車時は停車しているという事実を、公道から私有地に到着した際には目的地の場所を) 知りたいと思う何人に対しても、自ら伝えている³⁷⁾』として、個人は公道における動静についてプライバシーの合理的期待を有しないと判示している。しかし、より広範な追跡 [Jones 判決] についてみると、5人の裁判官が、より長期間、公道を走行する車両に対して行われる GPS 監視が捜索に該当することに同意している³⁸⁾。本件において、ゴースッチ裁判官は、『携帯電話使用時の位置』がセンシティブといえるのかにつき、疑問を呈している。また、ケネディ裁判官は、個人の個別の動静は『とりたててプライベートなものとはいえない』と主張する。しかしながら、本件においては、『携帯電話の使用』や特定の期間の個人の動静は問題ではない。本件で問題となるのは、個人の毎日、毎秒、数年にわたり収集される物理的所在の詳細の記録である。このような記録は、Smith 判決や Miller 判決において判断の対象となった記

録を遥かに超えるプライバシーの問題を提起する。

第三者法理の第二の根拠——任意の提供——も基地局位置情報には妥当しない。携帯電話の位置情報は、通常理解されている意味において『共有』されているとはいえない。第一に、携帯電話及び携帯電話会社が提供するサービスは、『日々の生活の一部として急速に普及³⁹⁾』し、携帯電話を所有することは現代社会に参加するのに不可欠となっている。第二に、携帯電話が基地局位置情報を記録するのに特別な動作は不要である。実際、携帯電話の通話時や、テキストメッセージやメールの送信時、ニュース・天気・SNS の通知をチェックするための自動更新時、他のデータとの同期時等、携帯電話が何らかの動作を行った場合、基地局位置情報が生成されるのである。ネットワークの接続を切らない限り、位置情報の追跡を避ける方法はない。したがって、利用者が任意に物理的動静の網羅的記録を提供する『危険を引き受け⁴⁰⁾』ていたという主張はあたらない。

それゆえ、我々は、基地局位置情報の収集について、Smith 判決と Miller 判決を拡大して適用しない……政府による基地局記録の取得は、第4修正の捜索にあたる。

(略)

本判決の射程範囲は狭い。我々は、リアルタイムの基地局位置情報や『基地局ダンプ』(一定期間、特定の基地局に接続する全てのデバイスの情報をダウンロードするもの) については意見を述べない。本判決は、Smith 判決や Miller 判決の適用を否定するものではなく、セキュリティカメラのような従来の監視技術や監視ツールに疑問を投げかけるものでもない。付随的に位置情報を明らかにし得る他の業務記録について、本件が適用されることはない。さらに、外交問題や安全保障に関する収集技術については本件の対象外となる。

(略)

IV

34) Miller, 425 U. S., at 442.

35) Smith, 442 U. S., at 742; Riley, 573 U. S., at ___, 134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 450.

36) 425 U. S., at 442.

37) Knotts, 460 U. S., at 281; see id., at 283 (discussing Smith).

38) Jones, 565 U. S., at 430 (Alito, J., concurring in judgment); id., at 415 (Sotomayor, J., concurring).

39) Riley, 573 U. S., at ___, 134 S. Ct. 2473, 189 L. Ed. 2d 430, 441.

40) Smith, 442 U. S., at 745.

政府によるカーペンターの基地局位置情報の取得が捜索に当たるとした上で、我々は、政府は、通常、そのような記録を取得するにあたり、事前に相当の理由のある令状を取得すべきであると判示する。

（略）

政府は大多数の捜査において召喚状を用いて記録を入手することができる。令状が必要とされるのは、第三者の保有する記録について被疑者が正当なプライバシー権を有するような稀な場合に限定される。

（略）

結論として、法執行機関が緊急事態に直面した際は、令状を伴わない位置情報の利用が正当化される可能性は高い。たとえば、下級審は、爆弾脅迫・銃撃事件・児童誘拐等に関する無令状捜査を承認している。今日の結論は、そのような状況下における、無令状の位置情報の使用について疑念を差し挟むものではない。警察は、通常の犯罪捜査のために位置情報を利用する場合には令状を取得しなければならないが、我々の提示するルールは、進行中の緊急事態に対応する能力を制限するものではない。」

(2) 反対意見

① ケネディ裁判官

ケネディ裁判官は、法廷意見が構築しようとしている新たなルールは、重大事件に対応する法執行機関を深刻な危険に晒すものであるばかりか、連邦政府のみならず州や地域の合法かつ必要的な犯罪捜査の執行に不当な制限を加えるものであると批判する。

ケネディ裁判官は、第三者法理は、「対象となる記録に個人情報やセンシティブ情報が含まれていた場合であっても適用される」とした上で、本件において、カーペンターは「ありふれた業務記録——携帯電話のサービスプロバイダが保有する基地局記録——を取得する目的で召喚状を用いる政府の権利に異議を申し立てているにすぎない」と主張する。すなわち、政府は、中立的立場にある治安判事の承認を受け、合理的必要性を提示した上で携帯電話サービスプロバイダの管理・所有下にある記録及び情報を開示する権限を有しており、基地局記録は、政府が強制的に取得する他の

多くの種類の業務記録と同種の記録であって、顧客は、これらの記録を所有・占有・管理・使用するものではなく、強制的に開示されることはないというプライバシーの合理的期待を有しないとされる。

また、ケネディ裁判官は、法廷意見が裁判所命令を通じた Sprint からの 7 日間にわたる基地局位置情報の取得は認められないとしていることから、法廷意見は「6 日を超える基地局記録を取得するためには令状を取得する必要がある」と判示している」と指摘する。このように述べた上で、政府は合理的なプライバシーを侵害することなく、1 カ月以上、あるいは、数年にわたって、通話記録やクレジットカードの購入記録を収集することができるのに対し、法廷意見の見解によれば、政府は対象者が犯罪現場から数百ブロック以内に所在していたか否かを決める目的で 6 日を超える基地局記録を収集する場合には令状が要求されることになり、むしろ非論理的な結論を導くものとする。さらに、法廷意見は 7 日以下の位置情報には令状が要求されない理由を説明していないとの批判を加える。

これに対し、法廷意見は、脚注においてではあるが、「我々は、政府が第 4 修正による制限を受けずに対象者の過去の基地局位置情報を取得し得る期間というものが存在するか否か、もしそのような期間があるとするれば、どの程度の長さであるのかを決する必要はなく、今日の我々の目的は、7 日間の基地局位置情報にアクセスすることは第 4 修正の捜索に該当すると判示することであり、それで十分である」と再反論する。

② トーマス裁判官

トーマス裁判官は、本件ではカーペンターの財産に対する捜索は行われておらず、携帯電話利用者の基地局位置情報にアクセスする行為は第 4 修正の捜索に該当しないとして、以下のように主張した。「本件では、捜索が生じたか否かという問題に焦点をあてられるべきではない。むしろ、本件では、誰の財産が捜索されたかに焦点があてられるべきである。第 4 修正は個人に『身体、家屋、書類および所持品』に対する不合理な捜索から安全を保障される権利を保証している。換言すれば、『個人は、自身の身体、家屋、書類および所持品

に対する不合理な捜索から安全を保障される権利を有している⁴¹⁾。』(略) 政府は、MetroPCS 社及び Sprint 社の基地局記録の取得を通じて、カーペンターの財産を捜索してはいない。カーペンターは、自身で上記記録を生成・保存しておらず、管理・破壊することも不可能であった。契約書の文言にも法の条文にも上記記録が彼のものだという記載はなく、記録は MetroPCS 社及び Sprint 社のものである。法廷意見は、上記記録がカーペンターのものでないとしても、カーペンターは人の性質を暴露する位置情報についてプライバシーの合理的期待を有していることから、政府は令状を取得しなければならないと判示するが、私は、ケネディ裁判官、アリート裁判官、ゴースッチ裁判官、そして、法廷意見の考え方と異なる全ての控訴審判決に同意する。』

さらに、トーマス裁判官は、「法廷意見のより根本的な問題は、Katz 判決においてハーラン裁判官が明確化した『プライバシーの合理的期待基準』を用いたことにある。この基準は第4修正の歴史や文言に基礎を置くものではない」と述べ、原意主義的な立場から、第4修正の捜索の判断にプライバシーの合理的期待基準を用いるべきではないと主張した。トーマス裁判官によれば、第4修正は個人の財産を保障するものであり(いわゆる「財産権理論」)、第4修正の文言に記載されていないプライバシーという要素を第4修正の判断枠組みに組み込むべきではないことになる。

③ アリート裁判官

アリート裁判官は「法廷意見の個人のプライバシーに新しい技術が与える影響についての考察については同意するが、その結論は役立つというよりもむしろ害を及ぼすのではないかと危惧する」として、法廷意見に反対する。

アリート裁判官の反対理由は、以下の2つに集約される。「第一に、法廷意見は、実際の捜索(警察官が家屋に立ち入り、私的文書や所持品に対して行う捜査)と、単に第三者の所有する記録や第三者が生成した特定の文書に対して行う捜査において要求される命令との基本的な差異に無頓

着である。前者は、個人のプライバシーを遥かに深く侵害し、相当の理由が要求されるが、後者についてはそうではない。裁判所命令を捜索のごとく扱うという点で、法廷意見の結論は従来の理解を大きく変える。法廷意見は第4修正の原理と1世紀以上にわたる最高裁の先例の双方を破壊する。」「第二に、法廷意見は、被告人が第三者の財産に対する捜索を対象とすることを認めたものである。これもまた従来の理解を大きく変えるものである。第4修正は『個人の身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利』を保護するものであり、人〔第三者〕の身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利を保護するものではない。今日まで、我々は、第4修正の文言のこの基礎的な部分に注意を払ってきた。このことは、第4修正が財産法と結びついた時点、そして、Katz 判決によって第4修正の保護の範囲が拡張された後も不変である。』

このように、アリート裁判官は、基地局位置情報取得捜査は、第三者が所有する記録や生成した特定の文書に対して行う捜査にあたるどころか、かかる捜査を第4修正の捜索に該当すると判示した法廷意見の結論には問題があると指摘する。さらに、基地局位置情報はカーペンターではなく第三者である携帯電話会社の財産であることから被告人には当事者適格がないと指摘し、法廷意見の結論は「長く確立してきた第4修正の法理を不安定化させるものであり、今後、長期間にわたってこの誤りを修復し、事態の収拾をしていくべきことになるだろう」と予想する。

④ ゴースッチ裁判官

ゴースッチ裁判官は、本件に第三者法理を適用すべきではないとした法廷意見に同意するものの、プライバシーの有無によって第4修正の捜索の成否を判断するという(Katz 判決の)判断枠組みを採用した点について、法廷意見を批判する。

ゴースッチ裁判官は、第4修正の文意に立ち返って本件を判断すべきであったとして、「第三者が文書や所持品を所有ないしアクセスしているからといって、文書や所持品に対する権利が排除さ

41) Minnesota v. Carter, 525 U. S. 83, 92, 119 S. Ct. 469,

142 L. Ed. 2d 373 (1998) (Scalia, J., concurring).

れる訳ではない……先例も、発送された封書について、『外形や重量に関するものを除いて検査されることはない⁴²⁾』としている……同様に、第三者にデータを委ねたからといって、第4修正の保護が完全に失われたとみるべきではない」と指摘する。

さらに、ゴーサッチ裁判官は、基地局位置情報は現行法下においても文書や所持品と同様に扱われ得るとして、カーペンターは基地局位置情報に関する実定法上の権利について主張すべきであったとしている。

IV 検 討

1 法廷意見の判断枠組み

前述のように、法廷意見は、プライバシーの合理的期待の有無を判断基準として採用し、基地局位置情報は「個人の物理的な所在及び動静に対するプライバシー」を扱う判例群と「第三者に提供した情報に対するプライバシー」に関する判例群（第三者法理に関する判例群）との交錯領域にあると述べ、2つの判例群を引用しつつ、適法性判断を行ったものである。

(1) Jones 判決・Riley 判決との類似性

法廷意見は、基地局位置情報捜査の法的性質につき、Jones 判決を引用し、「個人の個別の動静のみならず『家族、政治、仕事、宗教、性的関係』を通して、個人の生活を監視する機会を提供する」ものであるとし、「GPS 監視同様、携帯電話の追跡は、伝統的な捜査手法と比較すると著しく容易かつ安価で効率的であり、技術的にも「CSLI は正確さという点において急速に GPS レベルに近似しつつある」ことを指摘した。控訴審判決が、GPS のような正確なデータは「ストリップクラブや刑事弁護士事務所、時間制モーター、労働組合、モスク、シナゴーク、教会のような場所」への移動履歴を明らかにし得るが、正確性という点で GPS に劣る基地局位置情報にはそのような恐れはないとしたのに対し、法廷意見は、基地局位置情報取得捜査が GPS 監視と同様の性質

を有することを強調したのである。

さらに、控訴審判決は、本件は携帯電話内の大量のデータの無令状捜査・押収が問題となった Riley 判決とは事案が異なるとしたが、法廷意見はこの点についても否定した。法廷意見は、Riley 判決を引用した上で、「携帯電話は、公共の道路から私人の住宅、病院、政党本部、その他潜在的に人の性質を明らかにするような場所に至るまで所有者を正確にフォロー」〔正確性〕し、「政府が携帯電話の位置を追跡する場合、携帯電話利用者の足首に監視装置を装着したかのごとく、ほとんど完全な監視を成し遂げる」〔完全性〕こと、及び、「捜査対象者のみならず……全てを対象としている」〔網羅性〕ことを指摘した。法廷意見は、「過去の基地局位置情報は、我々が Jones 判決において考察した車両に対する GPS 監視以上にプライバシーの問題を提起する」として、本件のプライバシー侵害の程度が Jones 判決を超え、Riley 判決に比肩するものであると認めたのである。

(2) 第三者法理（Smith 判決・Miller 判決）の射程

本件控訴審判決は、Smith 判決の枠組みに従い、基地局位置情報は利用者が携帯電話会社という第三者に提供した業務記録でありプライバシーの期待が認められないとして、「第4修正の保護が及ばない」と判示したと思われる。

しかしながら、本件の基地局位置情報を統合すれば、Jones 判決補足意見（ソトマイヨール裁判官執筆）が指摘したような、一般に他人に拠点を知られたくない場所への移動履歴を明らかにすることは不可能ではない。このようなアプローチに拠った場合、GPS 位置情報と基地局位置情報とを区別するという控訴審判決の判断には問題が生じることとなる。したがって、Smith 判決や Miller 判決で採用された第三者法理は——銀行記録や電話番号といった——個人のプライバシーを暴露する性質を有しない類の情報には適用されるが、基地局位置情報のような暴露的性質を有する情報については適用されないとした法廷意見の判断は妥

42) Ex parte Jackson, 96 U. S. 727, 24 L. Ed. 877 (1878).

当といえる。

また、法廷意見は、「携帯電話を所有することは現代社会に参加するのに不可欠なものとなっていること、「携帯電話が基地局位置情報を記録するのに特別な動作は不要である」ことから、「利用者が任意に物理的動静の網羅的記録を提供する『危険を引き受け』ていた」とみることではできず、本件において第三者への任意の提供はなかったとしたものであるが、この判断も正当といえよう。法廷意見の判断は、第三者法理の適用は個人に情報を提供するか否かの選択の余地があった場合にはじめて認められるべきものであるとのSmith判決の反対意見(マーシャル裁判官執筆)を反映したものであると思われる。携帯電話を利用する上で不可避的に提供されるという基地局位置情報の性質に鑑みると、携帯電話利用者を選択の余地は認められていないといえる。そうであれば、本件は、第三者法理の適用の範囲を超えたものと判断されよう。

2 本判決の問題点

法廷意見は、「政府による基地局記録の取得は、第4修正の搜索にあたる」と判示したが、基地局位置情報を取得する場合、常に令状が要求されるとまで述べたものではない。法廷意見は、「令状が必要とされるのは、第三者の保有する記録について被疑者が正当なプライバシー権を有するような稀な場合に限定される」とする。「第三者の保有する記録について被疑者が正当なプライバシー権を有するような稀な場合」とはいかなる場合であるのか、法廷意見は明らかにしていないが、本件において判断対象となっているのは、MetroPCSの152日間にわたる基地局記録(127日間分の記録)とSprintの7日間にわたる記録(2日間分の記録)である。法廷意見の、「127日間の携帯電話の位置記録は、所有者の位置に関する包括的記録を提供するものである」という指摘に着目すると、法廷意見は、127日間の基地局記録の取得によって、「カーペンターの物理的動静全体に対するプライバシーの合理的期待が侵害」されたと判断したようにも思われる。

この点、奇しくも反対意見(ケネディ裁判官執筆)の指摘によって明らかにされた通り、法廷意見は、

「7日間の基地局位置情報にアクセスすることは第4修正の搜索に該当すると判示」している。ただし、法廷意見は、「7日間」より短い期間であれば第4修正による制限を受けずに対象者の過去の基地局位置情報を取得し得るとまで断言したのではなく、「7日間」というのは、あくまで本件事案から導かれた要件にすぎない。しかしながら、法廷意見は、MetroPCSの152日間にわたる基地局記録(127日間分の記録)については、「所有者の位置に関する包括的記録を提供する」ものであり、「他の情報と組み合わせることにより、カーペンターの強盗発生時の居場所も含めた、その動静の詳細な記録をたどることができた」との認定を行っているが、Sprintの7日間にわたる記録(2日間分の記録)に関する判断は——少なくとも明示的には——行われていない。7日間の基地局位置情報の収集には令状が必要であるという結論は、基準としては明確であるが、その理由が説明されていないという点において、法廷意見の論旨には瑕疵がある。

V おわりに

Carpenter判決法廷意見は、本件事案において、7日間の基地局位置情報を取得することは第4修正の搜索にあたり、令状の取得が必要となると判示した。しかし、反対意見(ケネディ裁判官執筆)の批判にあるように、なぜ7日間の基地局記録の取得がプライバシーの合理的期待に反し搜索といえるのかについて、法廷意見は明確な理由を提示していない。

また、法廷意見は、本件の射程範囲を過去の基地局位置情報取得捜査に限定した。したがって、リアルタイムの基地局位置情報取得捜査の適法性や、捜査機関による間接的な基地局位置情報の取得の可否⁴³⁾、(2018年7月現在)米国下級審において判断が分かれている偽装携帯基地局(ステイングレイ等)捜査の令状の要否については⁴⁴⁾、今後の検討に委ねられることとなった。

さらに、法廷意見は、「法執行機関が緊急事態に直面した際は、令状を伴わない位置情報の利用が正当化される可能性は高く」、「外交問題や安全保障にかかわる情報収集技術については本件の

対象外」となるとも述べる。この点，緊急事態の例としては，「爆弾脅迫・銃撃事件・児童誘拐等」が挙げられているが，「外交や安全保障にかかわる情報収集技術」が通常の捜査において用いられるそれとはどのように区分されているのか，あるいはどのように区分されるべきかについては，別途考察する必要がある。これらの点については，今後の課題としたい。

※ 脱稿後，再校の段階で，緑大輔「携帯電話会社基地局に蓄積された被疑者の位置情報履歴を捜査機関が無令状で取得した行為が違憲と判断された事例——*Carpenter v. United States*, 138 S. Ct. 2206 (2018)」判例時報 2379 号 128 頁に接した。

43) 報道によれば，Securus Technologies（米国の刑務所において受刑者に電話サービスを提供している会社）が，LocationSmart（携帯電話会社から入手したデータを使用して，ユーザーのリアルタイム位置情報を把握するサービスを提供している会社）から基地局位置情報を購入し，さらに，Securus Technologies が入手したユーザーの位置情報データが捜査に利用されていたという。なお，電子通信プライバシー法は，携帯電話会社が他の企業にデータを開示することを制限していない。本件は，2018 年 5 月，連邦通信委員会の調査対象となっ

た。Jennifer Valentino-DeVries, *Service Meant to Monitor Inmates' Calls Could Track You, Too*, N. Y. TIMES, May, 10, 2018. <https://www.nytimes.com/2018/05/10/technology/cellphone-tracking-law-enforcement.html>

44) *State v. Andrews*, 227 Md. App. 350; *State v. Copes*, 2017 Md. LEXIS 478; *United States v. Patrick*, 842 F.3d 540; *Jones v. United States*, 168 A.3d 703, 2017 D.C. App. LEXIS 277.